

名古屋市選挙管理委員会告示第15号

名古屋市長選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、令和6年11月24日執行の名古屋市長選挙において、選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和6年11月10日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡辺義郎

制限額 27,752,000円

名古屋市選挙管理委員会事務局